

木更津市

令和6年4月1日～令和7年3月31日 個人情報保護制度の運用状況

1 自己情報開示請求の状況(ただし、請求の取り下げは除く。)

請 求	
9 件	8 人

2 自己情報開示実施機関別の請求状況 (単位:件)

実施機関	請求件数
市長	7
教育委員会	0
選挙管理委員会	0
公平委員会	0
監査委員	0
農業委員会	1
固定資産評価審査委員会	0
消防長	1
合 計	9

3 決定状況

(単位:件)

区 分	決 定 区 分			合 計
	開 示	部分開示	不開示	
請 求	2	5	2	9

※ 請求の内容により、請求の数と決定の数が異なることがあります。

4 不開示理由別内訳

(単位:件)

不 開 示 理 由	件 数	率(%)
開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	0	0.0
開示請求者以外の個人に関する情報	5	41.7
法人等に関する情報	3	25.0
公共の安全と秩序の維持に関する情報	0	0.0
審議・検討・協議に関する情報	0	0.0
事務事業執行過程における情報	2	16.7
存否を明らかにすることができない情報	0	0.0
保有個人情報として保有していない情報	2	16.7
法令等の規定により開示できない情報	0	0.0
主務大臣等の明示の指示により開示してはならない情報	0	0.0
合 計	12	100.0

※ 1件中に不開示理由(部分開示の不開示理由を含む。)が複数存在するものは、それぞれの欄に計上している。

番号	請求年月日	開示の請求に係る情報名(公文書の件名)又は内容	主管課	決定の内容	処理経過	備考
1	R6.8.27	令和6年5月23日付けで提出した精神障害者保健福祉手帳用診断書	福祉部 障がい福祉課	一部開示 (理由) 78条1項2号 78条1項3号イ	決定通知 R6.9.5 開示 R6.9.10	
2	R6.8.16	私が相談した子育て支援課が保有する令和6年5月14日から令和6年8月13日までの婦人相談記録票及び経過記録表	健康こども部 子育て支援課	一部開示 (理由) 78条1項2号 78条1項7号	決定通知 R6.9.17 開示 R6.9.17	
3	R6.12.13	〇〇〇—〇〇〇〇 木更津市〇〇丁目〇—〇、△△ △△ □□の事故報告書(事故日●●/●)	福祉部 介護保険課	一部開示 (理由) 78条1項2号	決定通知 R6.12.23 開示 R6.12.23	
4	R6.12.26	令和〇年〇月〇日 △△ △△の□□(株)における、消防の救命活動の業務記録	消防本部 消防総務課	全部開示	決定通知 R7.1.15 開示 R7.1.28	
5	R7.1.6 (R6.12.29付)	令和〇年〇月ないし令和〇年〇月ごろに、両親(〇〇 〇〇・〇〇 △△)が、木更津市障がい福祉課窓口にて、開示請求人に関する相談をした際に取得・作成された一切の情報・文書	福祉部 障がい福祉課	不開示 (理由) 82条2項	決定通知 R7.1.16	
6	R7.1.21	久津間字二丁目〇〇番の農地の違反転用に関し、私が木更津市農業委員会に対して相談・対応された際の記録書	農業委員会	一部開示 (理由) 78条1項2号 78条1項3号イ 78条1項7号	決定通知 R7.2.18 開示 R7.2.25	
7	R7.2.21 (R7.2.17付)	名古屋市□□□□〇〇〇〇様にかかわる・住民票の写し等職務上請求書 期間 令和4年1月1日～令和7年2月17日	市民部 市民課	一部開示 (理由) 78条1項2号 78条1項3号イ	決定通知 R7.3.3 開示 R7.3.18	
8	R7.2.21 (R7.2.17付)	名古屋市□□□□〇〇〇〇様にかかわる・戸籍証明書等の交付申請書・木更津市証明書等交付申請書 期間 令和4年1月1日～令和7年2月17日	市民部 市民課	不開示 (理由) 82条2項	決定通知 R7.3.3	
9	R7.2.21 (R7.2.19付)	上記の者が、木更津市〇〇中学校(平成18年4月～27年3月)に在籍していたことに監視、取得又は作成された一切の情報・文書(進学の際に前籍校から引き継がれた情報・文書・および、受験進学の際に進学先から引き継いだ情報を含む)。当時の住所:木更津市△△	教育部 学校教育課	取り下げ		
10	R7.3.10	千葉県〇〇市□□ △△ △にかかわる税務証明交付申請書 期間 令和7年2月1日～令和7年2月28日	市民部 市民課	全部開示	決定通知 R7.3.12 開示 R7.3.12	

(参考)

78条1項2号:開示請求者以外の個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

78条1項3号:法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

78条1項7号:国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ
ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

82条2項:行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報に保有していないときを含む。)、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。